

科学研究費助成事業の応募資格者等に係る申し合わせ

制 定 平成17年10月 1日
最終改正 令和 5年 9月14日

科学研究費助成事業（特別推進研究等）の応募資格者は、「科学研究費補助金研究者名簿について（依頼）」（平成16年7月30日付け、文部科学省16振学助第68号）の文書により、平成17年度から大幅に変更されることとなった。

このことから、本学としては、当該応募資格の変更後の資格要件に鑑み、本学の教員のほか、理事、附属学校教員、技術職員（教室系技術職員、保健師）、客員教員、名誉教授、特任教員、研究支援員及び日本学術振興会特別研究員に係る取扱いを次の通りとする。

○理事について

教員から就任している理事は、本学の教員に準じた扱いとする。

○附属学校教員について

研究分担者としての研究実施を認めることとし、研究代表者としての応募資格は認めないこととする。なお、「奨励研究」は、他の研究種目への応募資格を有しない者を対象に設けられている研究種目であることから、研究分担者として参加した場合には、「奨励研究」に応募することが出来なくなるので留意すること（奨励研究と他の研究種目の何れかを選択する必要性。）。

○技術職員について

教室系技術職員（教務職員は除く。）については、研究分担者としての研究実施を認めることとし、研究代表者としての応募資格は認めないこととする。ただし、研究分担者としての研究実施を認めるかどうかの判断は、教室系技術職員の所属長が行うものとする。また、教室系技術職員のうち、教務職員であって平成16年度以前に科学研究費補助金研究者名簿に登録済みの者については、従前通り研究代表者及び研究分担者として認めるものとする。

保健師については、研究分担者としての研究実施を認めることとし、研究代表者としての応募資格は認めないこととする。ただし、研究分担者としての研究実施を認めるかどうかの判断は、保健師の所属長が行うものとする。

○客員教授及び准教授について

科学研究費助成事業の研究組織に本学の教員（特任教員を除く）が参加する場合、所属長が特に必要と認めた者については、研究代表者又は研究分担者の応募資格を有するものとする。ただし、研究分担者を設けることができない研究種目については、研究組織に本学の教員（特任教員を除く）が参加することは要件としない。

前段に関わらず、非常勤講師として雇用関係を有する者については、所属長が認めた場合、研究分担者としての研究実施を認めるものとする。

○名誉教授について

「和歌山大学名誉教授の科学研究費助成事業申請に関する申し合わせ」のとおりとする。

○日本学術振興会特別研究員について

特別研究員（PD、RPD、CPD）は本学の教員に準じた扱いとする。特別研究員（DC）は研究分担者としての研究実施を認めることとし、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」のみ研究代表者としての応募資格も認めるものとする。

○特任教員について

所属長が認めた者については、応募資格を有するものとする。

○研究支援員について

雇用関係を有する客員教員に準じた扱いとする。

○この申し合わせにより難いと学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

参考. 上記の他に大学との間で雇用関係にある者として、「非常勤講師」を有するが、これらの者は、各々特定の業務に従事する者として雇用している者であることから、科学研究費助成事業の応募資格者としては認めない。

※ この申し合わせは、令和5年9月14日より施行する。

◆応募資格取扱に係る早見表

科研組織上の役割	研究代表者	研究分担者	研究協力者
応募資格、名簿登載	資格あり、登載	資格あり、登載	資格なし、非登載
教員	○	○	○
理事(教員出身)	○	○	○
附属学校教員	×	○	○
技術職員	×	□	□
客員教員(雇用関係有)	△	□	○
客員教員(雇用関係無)	△	△	○
名誉教授	※	※	○
特任教員	□	□	○
研究支援員	△	□	○
特別研究員(PD/RPD/SPD)	○	○	○
特別研究員(DC)	×(注)	○	○

□は所属長が認めた場合、資格を有する。

△は科研費研究組織に本学の教員（特任教員を除く）が参加し、所属長が特に必要と認めた場合、資格を有する。

※「和歌山大学名誉教授の科学研究費助成事業申請に関する申し合わせ」のとおりとする。
(注)「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」のみ資格を有する。